

東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラム室規則

平成20年7月16日

総長 裁定

改正 平成22年3月30日

改正 平成23年6月23日

改正 平成28年3月23日

(設置)

第1条 東京大学基本組織規則第18条に規定する室として、エグゼクティブ・マネジメント・プログラム室(以下「室」という。)を設置する。

(目的)

第2条 室は、エグゼクティブ・マネジメント・プログラム(以下「EMP」という。)の実施を通し、東京大学と社会の持つ知の双方向的な交流を図り、もって東京大学の持つ社会的責任を果たすことにより、社会連携を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 EMPは、全人格的なマネジメント能力を形成させる「場」を提供し、東京大学が持つ最先端の豊かな知的資産を資源として、マネジメントの知識のみならず、幅広い教養を駆使して人類の知識を自在に使いこなす技能を持ち、高い総合能力を備えた人材を育成するためのプログラムである。

(任務)

第4条 室は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) EMPの運営の総括に関すること。
- (2) EMPの将来方針の策定に関すること。
- (3) EMPの運営に関する事務の連絡調整に関すること。
- (4) EMPの予算及び決算に関すること。
- (5) その他EMPの運営に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 室は、室長、副室長若干名及び室員若干名をもって組織する。

2 室長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

3 副室長は、室長が指名する者をもって充てる。

4 以下に掲げる者は、室員となる。

- (1) 社会連携部長
- (2) 産学連携部長
- (3) 本部社会連携推進課長
- (4) 本部産学連携推進課長

- (5) その他室長が必要と認めた者
(企画委員会)

第6条 室に企画委員会を置き、EMPの運営に関し、次に掲げる事項を担当させる。

- (1) EMPの企画・編成に関する事。
 - (2) EMPの講義を担当する者(以下「担当講師」という。)に関する事。
 - (3) EMPの受講生に関する事。
 - (4) その他室長が必要と認める事項。
- 2 企画委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は、室長が指名する。
- 4 委員は、次に掲げる者に室長が委嘱する。
- (1) 担当講師 若干名
 - (2) その他室長が必要と認めた者
- 5 前各項に定めるもののほか、企画委員会に関し必要な事項は、別に定める。
(事務)

第7条 室の事務は、本部社会連携推進課で処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、室及びEMPの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月16日から施行する。

附 則

この裁定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。